



第三セクター等改革推進債の償還年限について

質 問

A市では、土地開発公社の解散にあたり、第三セクター等改革推進債の活用を検討しています。第三セクター等改革推進債の償還年限は、必要な最小限の期限で基本10年以内となっていますが、財政状況が厳しいため償還年限を延長することは可能ですか。

回 答

質問にもあるとおり、必要な最小限の期限で基本10年以内に償還することとなっていますが、必要に応じ10年を超える償還年限を設定することも可能です。

解 説

1. 第三セクター等改革推進債について

平成21年4月に改正された地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）において、平成21年度から25年度までの5年間に限り、公営企業の廃止、公社、第三セクターの解散、業務の一部廃止、事業の再生など抜本的な改革に必要な一定の経費の財源に充てる地方債の特例規定として、第三セクター等改革推進債（以下「三セク債」という。）が創設されました。

創設された背景には、平成21年度から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）が本格施行されること、「経済財政改革の基本方針2008」（いわゆる「骨太の方針2008」）において、「経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める」と言及されたことも踏まえ、一定の期間を区切って、地方公共団体による第三セクター等の抜本的改革を集中的に推進することで、地方公共団体の財政の健全化を図ることが挙げられます。

三セク債の概要と留意点については、本誌平成21年6月号にも掲載されていますので、参照してください。

2. 三セク債の発行条件

三セク債の取扱いは、地財法及び「第三セクター等改革推進債の取扱いについて」（平成21年4月10日付け総財公第59号。以下「国通知」という。）によります。

発行するためには、地財法第33条の5の7第1項各号に規定する第三セクター等の解散などの取組が、当該地方公共団体の将来の財政の健全な運営に資すると認められる場合に、あらかじめ当該地方公共団体の議会の議決を得たうえで（同条第3項）、市町村（政令市を除く）であれば都道府県知事の許可を受けなければなりません（同条第2項）。

償還年限について、国通知には、「第三セクター等改革推進債に係る償還年限は、第三セクター等改革推進債の対象となる事業の性質、第三セクター等改革推進債を発行することによる当該地方公共団体の財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し、当該地方公共団体の財政規模等を総合的に勘案して必要な最小限の期限とすることとし、10年以内を基本とするが、必要に応じて10年を超える償還年限を設定することができる」とあります。三セク債の対象経費は建設投資等の将来世代に便益を及ぼすような経費ではなく、いわば赤字債であることから、できる限り短い期間で償還を終えることが望まれます。一方、第三セクター等の改革へ取り組むためには、改革に必要となる財政負担をある程度の期間をかけて平準化することも必要です。両者を考慮した結果、償還年限は、原則、10年以内であるとしつつも、例外的に必要に応じて10年を超える償還年限を設定することも可能であるとされています。

3. 償還年限の延長

では、こういった場合に償還年限を延長できるのでしょうか。

償還年限を10年以内に設定することが、将来の財政の健全な運営に資するどころか、かえって当該市町村の財政状況を著しく悪化させる場合、10年を超える償還年限を設定することも可能であると考えられます。

例えば、三セク債を発行することで公債費負担が増しますが、これによって健全化法に基づく財政再生基準を超えることは、絶対に避けなければなりません。もちろん、財政再生団体に陥らずとも、健全化法の早期健全化基準を超えるような事態も極力避けるべきでしょう。また、これらの基準を超えなくても、三セク債の発行前と比べて著しく財政状況が悪化する場合は、償還年限の延長も視野に入ってくるものと思われま

しかし、償還年限の延長は、現在行っている行政改革のみを継続し、10年償還で発行した場合に財政状況が悪化するからといって可能となるわけではなく、発行にあわせてさらなる行財政改革に取り組むべきであることは言うまでもありません。もちろん、三セク債を活用し第三セクター等の債務処理をすること自体が改革ではありますが、今後の元利金の償還は住民にとって負担につながります。また三セク債は、退職手当債のように、確保される償還財源の範囲内で発行されるものではありません。三セク債の償還の負担により大幅な住民サービスの低下を招かないためには、相当な財源の捻出努力、例えばさらなる事務事業の見直しや新たな歳入の確保などに取り組むべきです。

このような取組を行ってもなお、財政状況が厳しいままの状態であれば償還年限の延長を検討することも可能であると考えられますが、単に財政状況が厳しいというだけで安易に償還年限の延長を考えるのではなく、三セク債発行後の収支が悪化しないよう相応の行財政改革の取組を行ってもなお厳しい場合にのみ延長を検討すべきです。また、その期間は国通知にもあるように、将来の財政状況等を総合的に勘案して必要な最小限の期間として償還年限を設

定する必要があります。

4. おわりに

土地開発公社については平成12年度以降2度にわたり経営健全化対策が講じられてきましたが、事業化の見込みがほとんどない長期保有土地を多く抱え、その維持や処分にも苦慮している土地開発公社も依然として多くあることから、この機会に存廃も含めた経営改革を集中的かつ積極的に行う必要があると言えます。

もちろん、三セク債の発行により、一時的に財政運営がより厳しくなることは予想されますが、課題を先送りすることなく、こうした措置が講じられる今こそ抜本的改革に取り組むべきです。第三セクター等のあり方について、活発な議論と十分な検討が行われることを期待します。

(大阪府総務部市町村課財政グループ)